

## 第12号議案

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和3年2月16日提出

芦屋市長 伊藤 舞

### 提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、建築物の非住宅部分に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定申請手数料等を改定するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例

芦屋市手数料条例（平成12年芦屋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
1 総務関係・2 民生関係				1 総務関係・2 民生関係			
(略)				(略)			
3 建設関係				3 建設関係			
(1) 租税特別措置法関係				(1) 租税特別措置法関係			
(略)				(略)			
(2) 建築基準法関係				(2) 建築基準法関係			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1 ～ 36	(略)			1 ～ 36	(略)		

改正後				改正前			
36-2	法第 60 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率又は壁面の位置の特例許可申請手数料	居住環境向上用途誘導地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料	1 件につき 160,000 円				
36-3	法第 60 条の 2 の 2 第 3 項ただし書の規定に基づく居住環境向上用途誘導地区内における建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	居住環境向上用途誘導地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料	1 件につき 160,000 円				
37 ～ 68	(略)			37 ～ 68	(略)		
69	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定が適用される建築物（以下(2)建築基準法関係の表において「適判建築物」という。）の部分（以下同表において「非住宅部分」	建築物エネルギー消費性能の適合性判定を受けた建築物の完了検査申請手数料又は完了通知手数料	1 件につき、4 の項又は 7 の項に掲げる手数料のほか、次に定める手数料を納めなければならない。 非住宅部分の床面積の合計が <u>300 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>以内のもの</u> 17,000 円 1,000 m <sup>2</sup> を超え	69	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定が適用される建築物（以下(2)建築基準法関係の表において「適判建築物」という。）の部分（以下同表において「非住宅部分」	建築物エネルギー消費性能の適合性判定を受けた建築物の完了検査申請手数料又は完了通知手数料	1 件につき、4 の項又は 7 の項に掲げる手数料のほか、次に定める手数料を納めなければならない。 非住宅部分の床面積の合計が

改正後				改正前			
という。) が含まれる場合における建築基準法第 7 条第 1 項の規定に基づく完了検査の申請又は同法第 18 条第 16 項の規定に基づく完了の通知に対する審査		2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 28,000 円 2,000 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 85,000 円 5,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 134,000 円 10,000 m <sup>2</sup> を超え 25,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 169,000 円 25,000 m <sup>2</sup> を超え 50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 211,000 円 50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの 296,000 円		という。) が含まれる場合における建築基準法第 7 条第 1 項の規定に基づく完了検査の申請又は同法第 18 条第 16 項の規定に基づく完了の通知に対する審査		2,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 85,000 円 5,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 134,000 円 10,000 m <sup>2</sup> を超え 25,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 169,000 円 25,000 m <sup>2</sup> を超え 50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 211,000 円 50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの 296,000 円	
(3) 屋外広告物関係 ～ (6) 芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例関係				(3) 屋外広告物関係 ～ (6) 芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例関係			
(略)				(略)			
(7) 都市の低炭素化の促進に関する法律関係				(7) 都市の低炭素化の促進に関する法律関係			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号。以下(7)都市の低炭素化の促進に関する法律関	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	イ 市長が定める機関により作成されたエコまち法第 54 条第 1 項第 1 号に規定する基準に適合することを確認した旨を証する書面（以下(7)都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表において	1	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号。以下(7)都市の低炭素化の促進に関する法律関	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	イ 市長が定める機関により作成されたエコまち法第 54 条第 1 項第 1 号に規定する基準に適合することを確認した旨を証する書面（以下(7)都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表において

改正後			改正前		
<p>係の表において「エコまち法」という。) 第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画 (以下同表において「新築等計画」という。) の認定の申請に対する審査</p>		<p>「適合証」という。) が添付されている場合は, 1 件につき, 次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住宅建築物以外の建築物に係る新築等計画である場合</p> <p>a (略)</p> <p>b 住宅部分以外の建築物の部分 (以下(7)都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表において「非住宅部分」という。)</p> <p>床面積の合計が</p> <p>300 m<sup>2</sup>以内のもの 12,000 円</p> <p><u>300 m<sup>2</sup>を超え 1,000 m<sup>2</sup>以内のもの</u> 22,000 円</p> <p><u>1,000 m<sup>2</sup>を超え 2,000 m<sup>2</sup>以内のもの</u> 35,000 円</p> <p>2,000 m<sup>2</sup>を超え 5,000 m<sup>2</sup>以内のもの 104,000 円</p> <p>5,000 m<sup>2</sup>を超え 10,000 m<sup>2</sup>以内のもの 154,000 円</p> <p>10,000 m<sup>2</sup>を超え 25,000</p>	<p>係の表において「エコまち法」という。) 第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画 (以下同表において「新築等計画」という。) の認定の申請に対する審査</p>		<p>「適合証」という。) が添付されている場合は, 1 件につき, 次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住宅建築物以外の建築物に係る新築等計画である場合</p> <p>a (略)</p> <p>b 住宅部分以外の建築物の部分 (以下(7)都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表において「非住宅部分」という。)</p> <p>床面積の合計が</p> <p>300 m<sup>2</sup>以内のもの 12,000 円</p> <p><u>300 m<sup>2</sup>を超え 2,000 m<sup>2</sup>以内のもの</u> 35,000 円</p> <p>2,000 m<sup>2</sup>を超え 5,000 m<sup>2</sup>以内のもの 104,000 円</p> <p>5,000 m<sup>2</sup>を超え 10,000 m<sup>2</sup>以内のもの 154,000 円</p> <p>10,000 m<sup>2</sup>を超え 25,000</p>

改正後				改正前			
			<p>㎡以内のもの 201,000 円</p> <p>25,000 ㎡を超え 50,000 ㎡以内のもの 243,000 円</p> <p>50,000 ㎡を超えるもの 357,000 円</p> <p>ロ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書により、市長が定める基準に適合すると認められる場合は、1件につき、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住宅建築物以外の建築物に係る新築等計画である場合</p> <p>a (略)</p> <p>b 非住宅部分</p> <p>(a) 建築物全体のエネルギーの使用の効率性その他の性能について、特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法として市長が別に定めるもの（以下(7)都市の低炭素化</p>				<p>㎡以内のもの 201,000 円</p> <p>25,000 ㎡を超え 50,000 ㎡以内のもの 243,000 円</p> <p>50,000 ㎡を超えるもの 357,000 円</p> <p>ロ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書により、市長が定める基準に適合すると認められる場合は、1件につき、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住宅建築物以外の建築物に係る新築等計画である場合</p> <p>a (略)</p> <p>b 非住宅部分</p> <p>(a) 建築物全体のエネルギーの使用の効率性その他の性能について、特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法として市長が別に定めるもの（以下(7)都市の低炭素化</p>



改正後				改正前			
			656,000 円 (b) (a) 以外の場合 床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以内のもの 244,000 円 <u>300 m<sup>2</sup>を超え 1,000 m<sup>2</sup></u> <u>以内のもの</u> 307,000 円 <u>1,000 m<sup>2</sup>を超え 2,000</u> <u>m<sup>2</sup>以内のもの</u> 397,000 円 2,000 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 575,000 円 5,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 703,000 円 10,000 m <sup>2</sup> を超え 25,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 839,000 円 25,000 m <sup>2</sup> を超え 50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 953,000 円 50,000 m <sup>2</sup> を超えるも の 1,209,000 円 ハ イ又はロに定める場合の ほかは、1 件につき、次に定 めるとおりとする。				656,000 円 (b) (a) 以外の場合 床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以内のもの 244,000 円     <u>300 m<sup>2</sup>を超え 2,000 m<sup>2</sup></u> <u>以内のもの</u> 397,000 円 2,000 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 575,000 円 5,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 703,000 円 10,000 m <sup>2</sup> を超え 25,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 839,000 円 25,000 m <sup>2</sup> を超え 50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 953,000 円 50,000 m <sup>2</sup> を超えるも の 1,209,000 円 ハ イ又はロに定める場合の ほかは、1 件につき、次に定 めるとおりとする。

改正後			改正前		
		(1) (略) (2) 住宅建築物以外の建築物に係る新築等計画である場合 a (略) b 非住宅部分 (a) モデル建物基準による場合 床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以内のもの 96,000 円 <u>300 m<sup>2</sup>を超え 1,000 m<sup>2</sup>以内のもの</u> 124,000 円 <u>1,000 m<sup>2</sup>を超え 2,000 m<sup>2</sup>以内のもの</u> 163,000 円 2,000 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 271,000 円 5,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 347,000 円 10,000 m <sup>2</sup> を超え 25,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 424,000 円 25,000 m <sup>2</sup> を超え 50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの			(1) (略) (2) 住宅建築物以外の建築物に係る新築等計画である場合 a (略) b 非住宅部分 (a) モデル建物基準による場合 床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以内のもの 96,000 円 <u>300 m<sup>2</sup>を超え 2,000 m<sup>2</sup>以内のもの</u> 163,000 円 2,000 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 271,000 円 5,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 347,000 円 10,000 m <sup>2</sup> を超え 25,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 424,000 円 25,000 m <sup>2</sup> を超え 50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの

改正後				改正前			
			492,000 円 50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの の 656,000 円 (b) (a)以外の場合 床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以内のもの 244,000 円 <u>300 m<sup>2</sup>を超え 1,000 m<sup>2</sup></u> <u>以内のもの 307,000</u> <u>円</u> <u>1,000 m<sup>2</sup>を超え 2,000</u> <u>m<sup>2</sup>以内のもの</u> 397,000 円 2,000 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 575,000 円 5,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 703,000 円 10,000 m <sup>2</sup> を超え 25,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 839,000 円 25,000 m <sup>2</sup> を超え 50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 953,000 円 50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの の 1,209,000 円				492,000 円 50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの の 656,000 円 (b) (a)以外の場合 床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以内のもの 244,000 円  <u>300 m<sup>2</sup>を超え 2,000 m<sup>2</sup></u> <u>以内のもの</u> 397,000 円 2,000 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 575,000 円 5,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 703,000 円 10,000 m <sup>2</sup> を超え 25,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 839,000 円 25,000 m <sup>2</sup> を超え 50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 953,000 円 50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの の 1,209,000 円
		ニ	(略)			ニ	(略)

改正後				改正前			
2～4 (略)				2～4 (略)			
(8) マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係				(8) マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係			
(略)				(略)			
(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係				(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下料	建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	イ 法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項において「認定計画」という。）に記載された法第34条第3項に規定する他の建築物について当該認定計画における法第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能を算出する方法（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「算出方法」という。）と同一の算出方法による場合（次項及び3の項において「他の計画記載建築物の場合」という。） 床面積の合計が	1	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下料	建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	イ 法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項において「認定計画」という。）に記載された法第29条第3項に規定する他の建築物について当該認定計画における法第2条第2号に規定するエネルギー消費性能を算出する方法（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「算出方法」という。）と同一の算出方法による場合（次項及び3の項において「他の計画記載建築物の場合」という。） 床面積の合計が

改正後		改正前	
<p>という。)に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下同表において「適合性判定」という。)の申請に対する審査</p>	<p>300 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>以内のもの 22,000 円</p>	<p>という。)に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下同表において「適合性判定」という。)の申請に対する審査</p>	<p>2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>以内のもの 103,000 円</p>
	<p>1,000 m<sup>2</sup>を超え 2,000 m<sup>2</sup>以内のもの 35,000 円</p>		
	<p>2,000 m<sup>2</sup>を超え 5,000 m<sup>2</sup>以内のもの 103,000 円</p>		<p>5,000 m<sup>2</sup>を超え 10,000 m<sup>2</sup>以内のもの 151,000 円</p>
	<p>5,000 m<sup>2</sup>を超え 10,000 m<sup>2</sup>以内のもの 151,000 円</p>		<p>10,000 m<sup>2</sup>を超え 25,000 m<sup>2</sup>以内のもの 198,000 円</p>
	<p>10,000 m<sup>2</sup>を超え 25,000 m<sup>2</sup>以内のもの 198,000 円</p>		<p>25,000 m<sup>2</sup>を超え 50,000 m<sup>2</sup>以内のもの 239,000 円</p>
	<p>25,000 m<sup>2</sup>を超え 50,000 m<sup>2</sup>以内のもの 239,000 円</p>		<p>50,000 m<sup>2</sup>を超えるもの 352,000 円</p>
	<p>50,000 m<sup>2</sup>を超えるもの 352,000 円</p>		<p>352,000 円</p>
	<p>ロ その他の場合(工場, 倉庫, その他これらに類する用途に供する建築物(以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「工場等」という。)の場合に限る。)</p>		
	<p>(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号。)</p>		

改正後				改正前			
			<p>以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「省令」という。)第1条第1項第1号ロに規定する基準(以下同表において「モデル建物基準」という。)による場合</p> <p>床面積の合計が</p> <p>300 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>以内のもの 32,000 円</p> <p>1,000 m<sup>2</sup>を超え 2,000 m<sup>2</sup>以内のもの 46,000 円</p> <p>2,000 m<sup>2</sup>を超え 5,000 m<sup>2</sup>以内のもの 118,000 円</p> <p>5,000 m<sup>2</sup>を超え 10,000 m<sup>2</sup>以内のもの 168,000 円</p> <p>10,000 m<sup>2</sup>を超え 25,000 m<sup>2</sup>以内のもの 216,000 円</p> <p>25,000 m<sup>2</sup>を超え 50,000 m<sup>2</sup>以内のもの 260,000 円</p> <p>50,000 m<sup>2</sup>を超えるもの 379,000 円</p>				

改正後			改正前		
		<p>(2) (1)以外の場合</p> <p><u>床面積の合計が</u></p> <p><u>300 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>以内</u></p> <p><u>のもの 37,000 円</u></p> <p><u>1,000 m<sup>2</sup>を超え 2,000 m<sup>2</sup></u></p> <p><u>以内のもの 51,000 円</u></p> <p><u>2,000 m<sup>2</sup>を超え 5,000 m<sup>2</sup></u></p> <p><u>以内のもの 125,000 円</u></p> <p><u>5,000 m<sup>2</sup>を超え 10,000 m<sup>2</sup></u></p> <p><u>以内のもの 175,000 円</u></p> <p><u>10,000 m<sup>2</sup>を超え 25,000</u></p> <p><u>m<sup>2</sup>以内のもの 224,000</u></p> <p><u>円</u></p> <p><u>25,000 m<sup>2</sup>を超え 50,000</u></p> <p><u>m<sup>2</sup>以内のもの 270,000</u></p> <p><u>円</u></p> <p><u>50,000 m<sup>2</sup>を超えるもの</u></p> <p><u>390,000 円</u></p> <p>ハ イ・ロ以外の場合</p> <p>(1) <u>モデル建物基準による</u></p> <p><u>場合</u></p>			<p>ロ イ以外の場合</p> <p>(1) <u>建築物エネルギー消費</u></p> <p><u>性能基準等を定める省令</u></p> <p><u>(平成 28 年経済産業省</u></p> <p><u>令・国土交通省令第 1 号。</u></p> <p><u>以下(9)建築物のエネル</u></p> <p><u>ギー消費性能の向上に関</u></p>

改正後				改正前			
			<p>床面積の合計が  <u>300 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>以内</u>            のもの 119,000 円  <u>1,000 m<sup>2</sup>を超え 2,000 m<sup>2</sup></u>  <u>以内のもの 158,000 円</u>            2,000 m<sup>2</sup>を超え 5,000 m<sup>2</sup>            以内のもの 264,000 円            5,000 m<sup>2</sup>を超え 10,000 m<sup>2</sup>            以内のもの 339,000 円            10,000 m<sup>2</sup>を超え 25,000            m<sup>2</sup>以内のもの 415,000            円            25,000 m<sup>2</sup>を超え 50,000            m<sup>2</sup>以内のもの 482,000            円            50,000 m<sup>2</sup>を超えるもの            644,000 円</p> <p>(2) (1)以外の場合            床面積の合計が</p>				<p>する法律関係の表におい            て「省令」という。) 第1            条第1項第1号ロに規定            する基準（以下同表にお            いて「モデル建物基準」            という。）による場合            床面積の合計が</p> <p>2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>以            内のもの 264,000 円            5,000 m<sup>2</sup>を超え 10,000 m<sup>2</sup>            以内のもの 339,000 円            10,000 m<sup>2</sup>を超え 25,000            m<sup>2</sup>以内のもの 415,000            円            25,000 m<sup>2</sup>を超え 50,000            m<sup>2</sup>以内のもの 482,000            円            50,000 m<sup>2</sup>を超えるもの            644,000 円</p> <p>(2) (1)以外の場合            床面積の合計が</p>

改正後				改正前			
			<p>300 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>以内のもの 300,000 円</p> <p>1,000 m<sup>2</sup>を超え 2,000 m<sup>2</sup>以内のもの 388,000 円</p> <p>2,000 m<sup>2</sup>を超え 5,000 m<sup>2</sup>以内のもの 563,000 円</p> <p>5,000 m<sup>2</sup>を超え 10,000 m<sup>2</sup>以内のもの 689,000 円</p> <p>10,000 m<sup>2</sup>を超え 25,000 m<sup>2</sup>以内のもの 823,000 円</p> <p>25,000 m<sup>2</sup>を超え 50,000 m<sup>2</sup>以内のもの 935,000 円</p> <p>50,000 m<sup>2</sup>を超えるもの 1,187,000 円</p>				<p>2,000 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>以内のもの 563,000 円</p> <p>5,000 m<sup>2</sup>を超え 10,000 m<sup>2</sup>以内のもの 689,000 円</p> <p>10,000 m<sup>2</sup>を超え 25,000 m<sup>2</sup>以内のもの 823,000 円</p> <p>25,000 m<sup>2</sup>を超え 50,000 m<sup>2</sup>以内のもの 935,000 円</p> <p>50,000 m<sup>2</sup>を超えるもの 1,187,000 円</p>
2	法第 12 条第 2 項又は第 13 条第 3 項の規定に基づく変更後の確保計画の適合性判定の申請に対する審査	変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	イ 他の計画記載建築物の場合における確保計画に係る非住宅部分（法第 11 条第 1 項に規定する非住宅部分をいう。以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において同じ。）の変更しようとする部分（以下この項において	2	法第 12 条第 2 項又は第 13 条第 3 項の規定に基づく変更後の確保計画の適合性判定の申請に対する審査	変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	イ 他の計画記載建築物の場合における確保計画に係る非住宅部分（法第 11 条第 1 項に規定する非住宅部分をいう。以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において同じ。）の変更しようとする部分（以下この項において

改正後			改正前		
		<p>「変更部分」という。)の床面積(算出方法の変更を伴う場合にあっては、変更後の算出方法で評価する建築物の床面積を含む。次項、5の項及び6の項において同じ。)の合計が 300㎡以内のもの 12,000円</p> <p><u>300㎡を超えるもの</u> 変更部分の床面積に応じ、前項に掲げる金額に相当する額</p> <p>ロ <u>その他の場合(工場等の場合に限る。)</u> <u>変更部分の床面積の合計が300㎡以内のもの</u> 26,000円(モデル建物基準による場合にあっては、22,000円)</p> <p><u>300㎡を超えるもの</u> 変更部分の床面積に応じ、前項に掲げる金額に相当する額</p> <p>ハ <u>イ・ロ以外の場合</u> <u>変更部分の床面積の合計が</u></p>			<p>「変更部分」という。)の床面積(算出方法の変更を伴う場合にあっては、変更後の算出方法で評価する建築物の床面積を含む。次項、5の項及び6の項において同じ。)の合計が 300㎡以内のもの 12,000円 <u>300㎡を超え2,000㎡未満のもの</u> 35,000円 <u>2,000㎡以上のもの</u> 変更部分の床面積に応じ、前項に掲げる金額に相当する額</p> <p>ロ <u>イ以外の場合</u></p>

改正後			改正前				
			300 m <sup>2</sup> 以内のもの 238,000円 (モデル建物基準による場合にあっては, 93,000円)			300 m <sup>2</sup> 以内のもの 238,000円 (モデル建物基準による場合にあっては, 93,000円)	
			<u>300 m<sup>2</sup>を超えるもの</u> 変更部分の床面積に応じ, 前項に掲げる金額に相当する額			<u>300 m<sup>2</sup>を超え 2,000 m<sup>2</sup>未満のもの</u> 388,000円 (モデル建物基準による場合にあっては, 158,000円)	
			<u>2,000 m<sup>2</sup>以上のもの</u> 変更部分の床面積に応じ, 前項に掲げる金額に相当する額			<u>2,000 m<sup>2</sup>以上のもの</u> 変更部分の床面積に応じ, 前項に掲げる金額に相当する額	
3	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則 (平成28年国土交通省令第5号。以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「施行規則」という。)第11条の規定に基づく確保計画の変更が	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明申請手数料	イ 他の計画記載建築物の場合における確保計画に係る非住宅部分の変更した部分 (以下この項において「変更部分」という。)の床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以内のもの 12,000円  <u>300 m<sup>2</sup>を超えるもの</u> 変更部分の床面積に応じ, 1の項に掲げる金額に相当する額 ロ その他の場合 (工場等の	3	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則 (平成28年国土交通省令第5号。以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「施行規則」という。)第11条の規定に基づく確保計画の変更が	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明申請手数料	イ 他の計画記載建築物の場合における確保計画に係る非住宅部分の変更した部分 (以下この項において「変更部分」という。)の床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以内のもの 12,000円  <u>300 m<sup>2</sup>を超え 2,000 m<sup>2</sup>未満のもの</u> 35,000円 <u>2,000 m<sup>2</sup>以上のもの</u> 変更部分の床面積に応じ, 1の項に掲げる金額に相当する額

改正後			改正前				
	軽微な変更該当している旨の証明の申請に対する審査		<p>場合に限る。)</p> <p>変更部分の床面積の合計が <u>300 m<sup>2</sup>以内のもの 26,000円</u> (モデル建物基準による場合にあっては, 22,000円)</p> <p><u>300 m<sup>2</sup>を超えるもの</u> 変更部分の床面積に応じ, 1 の項に掲げる金額に相当する額</p> <p>ハ イ・ロ以外の場合</p> <p>変更部分の床面積の合計が <u>300 m<sup>2</sup>以内のもの 238,000円</u> (モデル建物基準による場合にあっては, 93,000円)</p> <p><u>300 m<sup>2</sup>を超えるもの</u> 変更部分の床面積に応じ, 1 の項に掲げる金額に相当する額</p>		<p>軽微な変更該当している旨の証明の申請に対する審査</p> <p>ロ イ以外の場合</p> <p>変更部分の床面積の合計が <u>300 m<sup>2</sup>以内のもの 238,000円</u> (モデル建物基準による場合にあっては, 93,000円)</p> <p><u>300 m<sup>2</sup>を超え 2,000 m<sup>2</sup>未満のもの 388,000円</u> (モデル建物基準による場合にあっては, 158,000円)</p> <p><u>2,000 m<sup>2</sup>以上のもの</u> 変更部分の床面積に応じ, 1 の項に掲げる金額に相当する額</p>		
4	法第34条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手	イ 市長が定める機関により作成された法第35条第1項第1号に規定する基準に適	4	法第29条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手	イ 市長が定める機関により作成された法第30条第1項第1号に規定する基準に適

改正後		改正前			
<p>一消費性能向上 計画（以下(9)建 築物のエネルギー 消費性能の向 上に関する法律 関係の表におい て「性能向上計 画」という。）の 認定の申請に対 する審査</p>	<p>数料</p>	<p>合する性能向上計画である と認める旨の書類その他の 市長が定める書類が添付さ れている場合は、1件につ き、次に定めるとおりとす る。 (1) (略) (2) 住宅建築物以外の建築 物に係る性能向上計画で ある場合 a (略) b 非住宅部分 床面積の合計が 300 m<sup>2</sup> 以内のもの 12,000 円 <u>300 m<sup>2</sup>を超え 1,000 m<sup>2</sup></u> <u>以内のもの 22,000 円</u> <u>1,000 m<sup>2</sup>を超え 2,000</u> <u>m<sup>2</sup>以内のもの 35,000</u> 円 2,000 m<sup>2</sup>を超え 5,000 m<sup>2</sup>以内のもの 103,000 円 5,000 m<sup>2</sup>を超え 10,000 m<sup>2</sup>以内のもの 151,000 円</p>	<p>一消費性能向上 計画（以下(9)建 築物のエネルギー 消費性能の向 上に関する法律 関係の表におい て「性能向上計 画」という。）の 認定の申請に対 する審査</p>	<p>数料</p>	<p>合する性能向上計画である と認める旨の書類その他の 市長が定める書類が添付さ れている場合は、1件につ き、次に定めるとおりとす る。 (1) (略) (2) 住宅建築物以外の建築 物に係る性能向上計画で ある場合 a (略) b 非住宅部分 床面積の合計が 300 m<sup>2</sup> 以内のもの 12,000 円  <u>300 m<sup>2</sup>を超え 2,000 m<sup>2</sup></u> <u>以内のもの 35,000 円</u>  2,000 m<sup>2</sup>を超え 5,000 m<sup>2</sup>以内のもの 103,000 円 5,000 m<sup>2</sup>を超え 10,000 m<sup>2</sup>以内のもの 151,000 円</p>

改正後				改正前			
			<p>10,000 m<sup>2</sup>を超え 25,000 m<sup>2</sup>以内のもの 198,000 円</p> <p>25,000 m<sup>2</sup>を超え 50,000 m<sup>2</sup>以内のもの 239,000 円</p> <p>50,000 m<sup>2</sup>を超えるもの 352,000 円</p> <p>ロ イに定める場合のほか は、1 件につき、次に定め るとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住宅建築物以外の建築 物に係る性能向上計画で ある場合</p> <p>a (略)</p> <p>b 非住宅部分</p> <p>(a) 省令第 10 条第 1 号イ(2)及びロ(2)に 規定する基準による 場合 床面積の合計が 300 m<sup>2</sup>以内のもの 93,000 円</p> <p><u>300 m<sup>2</sup>を超え 1,000</u></p>				<p>10,000 m<sup>2</sup>を超え 25,000 m<sup>2</sup>以内のもの 198,000 円</p> <p>25,000 m<sup>2</sup>を超え 50,000 m<sup>2</sup>以内のもの 239,000 円</p> <p>50,000 m<sup>2</sup>を超えるもの 352,000 円</p> <p>ロ イに定める場合のほか は、1 件につき、次に定め るとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住宅建築物以外の建築 物に係る性能向上計画で ある場合</p> <p>a (略)</p> <p>b 非住宅部分</p> <p>(a) 省令第 10 条第 1 号イ(2)及びロ(2)に 規定する基準による 場合 床面積の合計が 300 m<sup>2</sup>以内のもの 93,000 円</p>

改正後			改正前		
		<u>m<sup>2</sup>以内のもの</u> 119,000 円 <u>1,000 m<sup>2</sup>を超え 2,000</u> <u>m<sup>2</sup>以内のもの</u> 158,000 円 2,000 m <sup>2</sup> を超え 5,000 <u>m<sup>2</sup>以内のもの</u> 264,000 円 5,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 339,000 円 10,000 m <sup>2</sup> を超え 25,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 415,000 円 25,000 m <sup>2</sup> を超え 50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 482,000 円 50,000 m <sup>2</sup> を超えるも の 644,000 円 (b) (a)以外の場合 床面積の合計が 300 <u>m<sup>2</sup>以内のもの</u> 238,000 円 <u>300 m<sup>2</sup>を超え 1,000</u> <u>m<sup>2</sup>以内のもの</u>			<u>300 m<sup>2</sup>を超え 2,000</u> <u>m<sup>2</sup>以内のもの</u> 158,000 円 2,000 m <sup>2</sup> を超え 5,000 <u>m<sup>2</sup>以内のもの</u> 264,000 円 5,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 339,000 円 10,000 m <sup>2</sup> を超え 25,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 415,000 円 25,000 m <sup>2</sup> を超え 50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 482,000 円 50,000 m <sup>2</sup> を超えるも の 644,000 円 (b) (a)以外の場合 床面積の合計が 300 <u>m<sup>2</sup>以内のもの</u> 238,000 円

改正後				改正前			
			300,000 円 1,000 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 388,000 円 2,000 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 563,000 円 5,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 689,000 円 10,000 m <sup>2</sup> を超え 25,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 823,000 円 25,000 m <sup>2</sup> を超え 50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 935,000 円 50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの 1,187,000 円				300 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 388,000 円 2,000 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 563,000 円 5,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 689,000 円 10,000 m <sup>2</sup> を超え 25,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 823,000 円 25,000 m <sup>2</sup> を超え 50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 935,000 円 50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの 1,187,000 円
5	法第 36 条第 1 項	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更しようとする部分の床面積に応じ、前項に掲げる金額に相当する額	5	法第 31 条第 1 項	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更しようとする部分の床面積に応じ、前項に掲げる金額に相当する額
6	(略)			6	(略)		
7	法第 41 条第 1 項	建築物エネルギー	イ 市長が定める機関により	7	法第 36 条第 1 項	建築物エネルギー	イ 市長が定める機関により

改正後			改正前		
<p>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「基準適合認定申請」という。）に対する審査</p>	<p>一消費性能基準適合認定申請手数料</p>	<p>作成された法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物であると認める旨の書類その他の市長が定める書類が添付されている場合は、1件につき、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住宅建築物以外の建築物に係る基準適合認定申請である場合</p> <p>a (略)</p> <p>b 非住宅部分</p> <p>床面積の合計が 300 m<sup>2</sup> 以内のもの 12,000 円</p> <p><u>300 m<sup>2</sup>を超え 1,000 m<sup>2</sup>以内のもの</u> 22,000 円</p> <p><u>1,000 m<sup>2</sup>を超え 2,000 m<sup>2</sup>以内のもの</u> 35,000 円</p> <p>2,000 m<sup>2</sup>を超え 5,000 m<sup>2</sup>以内のもの 103,000 円</p> <p>5,000 m<sup>2</sup>を超え 10,000</p>	<p>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「基準適合認定申請」という。）に対する審査</p>	<p>一消費性能基準適合認定申請手数料</p>	<p>作成された法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物であると認める旨の書類その他の市長が定める書類が添付されている場合は、1件につき、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住宅建築物以外の建築物に係る基準適合認定申請である場合</p> <p>a (略)</p> <p>b 非住宅部分</p> <p>床面積の合計が 300 m<sup>2</sup> 以内のもの 12,000 円</p> <p><u>300 m<sup>2</sup>を超え 2,000 m<sup>2</sup>以内のもの</u> 35,000 円</p> <p>2,000 m<sup>2</sup>を超え 5,000 m<sup>2</sup>以内のもの 103,000 円</p> <p>5,000 m<sup>2</sup>を超え 10,000</p>

改正後				改正前			
			<p>㎡以内のもの 151,000 円 10,000 ㎡を超え 25,000 ㎡以内のもの 198,000 円 25,000 ㎡を超え 50,000 ㎡以内のもの 239,000 円 50,000 ㎡を超えるもの 352,000 円</p> <p>ロ イに定める場合のほか は、1 件につき、次に定め るとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住宅建築物以外の建築 物に係る基準適合認定申 請である場合</p> <p>a (略)</p> <p>b 非住宅部分</p> <p>(a) モデル建物基準 による場合 床面積の合計が 300 ㎡以内のもの 93,000 円 <u>300 ㎡を超え 1,000</u></p>				<p>㎡以内のもの 151,000 円 10,000 ㎡を超え 25,000 ㎡以内のもの 198,000 円 25,000 ㎡を超え 50,000 ㎡以内のもの 239,000 円 50,000 ㎡を超えるもの 352,000 円</p> <p>ロ イに定める場合のほか は、1 件につき、次に定め るとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住宅建築物以外の建築 物に係る基準適合認定申 請である場合</p> <p>a (略)</p> <p>b 非住宅部分</p> <p>(a) モデル建物基準 による場合 床面積の合計が 300 ㎡以内のもの 93,000 円</p>

改正後			改正前		
		<u>m<sup>2</sup>以内のもの</u> 119,000 円 1,000 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 158,000 円 2,000 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 264,000 円 5,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 339,000 円 10,000 m <sup>2</sup> を超え 25,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 415,000 円 25,000 m <sup>2</sup> を超え 50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 482,000 円 50,000 m <sup>2</sup> を超えるも の 644,000 円 (b) (a)以外の場合 床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以内のもの 238,000 円 <u>300 m<sup>2</sup>を超え 1,000</u> <u>m<sup>2</sup>以内のもの</u>			<u>300 m<sup>2</sup>を超え 2,000</u> <u>m<sup>2</sup>以内のもの</u> 158,000 円 2,000 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 264,000 円 5,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 339,000 円 10,000 m <sup>2</sup> を超え 25,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 415,000 円 25,000 m <sup>2</sup> を超え 50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 482,000 円 50,000 m <sup>2</sup> を超えるも の 644,000 円 (b) (a)以外の場合 床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以内のもの 238,000 円

改正後				改正前			
			300,000 円 1,000 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 388,000 円 2,000 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 563,000 円 5,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 689,000 円 10,000 m <sup>2</sup> を超え 25,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 823,000 円 25,000 m <sup>2</sup> を超え 50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 935,000 円 50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの 1,187,000 円				300 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 388,000 円 2,000 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 563,000 円 5,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 689,000 円 10,000 m <sup>2</sup> を超え 25,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 823,000 円 25,000 m <sup>2</sup> を超え 50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの 935,000 円 50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの 1,187,000 円
備考				備考			
1 法第 34 条第 1 項の規定に基づく認定の申請又は法第 36 条第 1 項の規定に基づく変更の認定の申請に係る性能向上計画に法第 34 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されている場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該性能向上計画に記載された建築物ごとに 4				1 法第 29 条第 1 項の規定に基づく認定の申請又は法第 31 条第 1 項の規定に基づく変更の認定の申請に係る性能向上計画に法第 29 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されている場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該性能向上計画に記載された建築物ごとに 4			

改正後	改正前
<p>の項に定める区分に応じて算出した金額の合計額とする。</p> <p>2 性能向上計画の認定の申請に法第 35 条第 2 項の規定による申出が含まれる場合又は性能向上計画の変更の認定の申請に法第 36 条第 2 項において準用する法第 35 条第 2 項の規定による申出が含まれる場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、(2)建築基準法関係の表 1 の項に掲げる手数料の金額に相当する額（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる額）を加算した額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 消防関係・5 その他共通関係</p>	<p>の項に定める区分に応じて算出した金額の合計額とする。</p> <p>2 性能向上計画の認定の申請に法第 30 条第 2 項の規定による申出が含まれる場合又は性能向上計画の変更の認定の申請に法第 31 条第 2 項において準用する法第 30 条第 2 項の規定による申出が含まれる場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、(2)建築基準法関係の表 1 の項に掲げる手数料の金額に相当する額（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる額）を加算した額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 消防関係・5 その他共通関係</p>
(略)	(略)

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の芦屋市手数料条例別表の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

## 参 照

### 芦屋市手数料条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、建築物の非住宅部分に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定申請手数料等を改定するため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

- (1) 建築物の非住宅部分に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定申請手数料及び変更後の性能確保計画における適合性判定申請手数料並びに性能確保計画の変更が軽微な変更<sup>※1</sup>に該当している旨の証明申請手数料を次のように改める。(下線部分は追加部分、**太字**は改正部分、( )内は認定・変更認定申請手数料の現行) (別表3建設関係(9)の表 番号1～3関係)

(単位：円/件)

非住宅部分の床面積の合計 (変更の場合は変更に係る部分の床面積)	性能向上計画認定の他の計画記載建築物	その他の場合(工場等の場合に限る)		左記以外の場合	
		モデル建物基準(※2)	その他の場合	モデル建物基準(※2)	その他の場合
300 m <sup>2</sup> 以内(※1)	12,000	<u>22,000</u>	<u>26,000</u>	93,000	238,000
<b>300 m<sup>2</sup>超 1,000 m<sup>2</sup>以内</b> (300 m <sup>2</sup> 超 2,000 m <sup>2</sup> 以内)	<b>22,000</b> (35,000)	<u>32,000</u>	<u>37,000</u>	<b>119,000</b> (158,000)	<b>300,000</b> (388,000)
<b>1,000 m<sup>2</sup>超 2,000 m<sup>2</sup>以内</b> (300 m <sup>2</sup> 超 2,000 m <sup>2</sup> 以内)	35,000	<u>46,000</u>	<u>51,000</u>	158,000	388,000
2,000 m <sup>2</sup> 超 5,000 m <sup>2</sup> 以内	103,000	<u>118,000</u>	<u>125,000</u>	264,000	563,000
5,000 m <sup>2</sup> 超 10,000 m <sup>2</sup> 以内	151,000	<u>168,000</u>	<u>175,000</u>	339,000	689,000
10,000 m <sup>2</sup> 超 25,000 m <sup>2</sup> 以内	198,000	<u>216,000</u>	<u>224,000</u>	415,000	823,000
25,000 m <sup>2</sup> 超 50,000 m <sup>2</sup> 以内	239,000	<u>260,000</u>	<u>270,000</u>	482,000	935,000
50,000 m <sup>2</sup> 超	352,000	<u>379,000</u>	<u>390,000</u>	644,000	1,187,000

※1 300 m<sup>2</sup>以内区分については、変更判定、軽微変更該当証明のみ

※2 モデル建物基準とは、形状に応じたモデル建築物について、年間熱負荷の数値を基準値に適合させる計算方法をいう。(2(2)及び(3)において同じ)

(2) 建築物の非住宅部分に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料，変更の認定申請手数料及び変更が軽微な変更に該当している旨の証明申請手数料並びに建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の規定を次のとおり改める。（太字は改正部分，（ ）内は認定・変更認定申請手数料の現行）

（別表 3 建設関係(9)の表 番号 4～7 関係）

（単位：円/件）

非住宅部分の床面積の合計 （変更の場合は変更に係る部分の床面積）	適合証(※)がある場合	適合証がない場合	
		モデル建物基準による場合	左記以外による場合
300 m <sup>2</sup> 以内	12,000	93,000	238,000
<b>300 m<sup>2</sup>超 1,000 m<sup>2</sup>以内</b> (300 m <sup>2</sup> 超 2,000 m <sup>2</sup> 以内)	<b>22,000</b> (35,000)	<b>119,000</b> (158,000)	<b>300,000</b> (388,000)
<b>1,000 m<sup>2</sup>超 2,000 m<sup>2</sup>以内</b> (300 m <sup>2</sup> 超 2,000 m <sup>2</sup> 以内)	35,000	158,000	388,000
2,000 m <sup>2</sup> 超 5,000 m <sup>2</sup> 以内	103,000	264,000	563,000
5,000 m <sup>2</sup> 超 10,000 m <sup>2</sup> 以内	151,000	339,000	689,000
10,000 m <sup>2</sup> 超 25,000 m <sup>2</sup> 以内	198,000	415,000	823,000
25,000 m <sup>2</sup> 超 50,000 m <sup>2</sup> 以内	239,000	482,000	935,000
50,000 m <sup>2</sup> 超	352,000	644,000	1,187,000

※ 適合証とは，登録建築物エネルギー消費性能判定機関により作成された建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物であると認める旨の書類その他の市長が定める書類をいう。

- (3) 建築物の非住宅部分に係る低炭素建築物新築等計画に係る認定申請手数料及び変更認定申請手数料並びに低炭素建築物新築等計画の変更が軽微な変更に該当している旨の証明申請手数料の規定を次のとおり改める。(太字は改正部分, ( ) 内は認定・変更認定申請手数料の現行)

(別表3 建設関係(7)の表 番号1 関係)

(単位: 円/件)

非住宅部分の床面積の合計 (変更認定申請及び軽微変更 該当証明申請の場合は変更 に係る部分の床面積)	適合証(※)が ある場合	左記以外の場合	
		モデル建物基準 による場合	左記以外による 場合
300 m <sup>2</sup> 以内	12,000	96,000	244,000
<b>300 m<sup>2</sup>超 1,000 m<sup>2</sup>以内</b> (300 m <sup>2</sup> 超 2,000 m <sup>2</sup> 以内)	<b>22,000</b> (35,000)	<b>124,000</b> (163,000)	<b>307,000</b> (397,000)
<b>1,000 m<sup>2</sup>超 2,000 m<sup>2</sup>以内</b> (300 m <sup>2</sup> 超 2,000 m <sup>2</sup> 以内)	35,000	163,000	397,000
2,000 m <sup>2</sup> 超 5,000 m <sup>2</sup> 以内	104,000	271,000	575,000
5,000 m <sup>2</sup> 超 10,000 m <sup>2</sup> 以内	154,000	347,000	703,000
10,000 m <sup>2</sup> 超 25,000 m <sup>2</sup> 以内	201,000	424,000	839,000
25,000 m <sup>2</sup> 超 50,000 m <sup>2</sup> 以内	243,000	492,000	953,000
50,000 m <sup>2</sup> 超	357,000	656,000	1,209,000

※ 適合証とは、市長が定める機関（登録建築物調査機関、登録住宅性能評価機関及び指定確認検査機関）により作成された省エネルギー等の基準に適合することを確認した旨を証する書面をいう。

- (4) 建築基準法（以下「法」という。）の規定に基づく建築物に係る完了検査申請手数料及び完了通知手数料に加算する建築物エネルギー消費性能の適合性判定を受けた建築物に係る完了検査申請手数料及び完了通知手数料の規定を次のとおり改める。（下線部分は追加部分，太字は改正部分）

（別表 3 建設関係(2)の表 番号 6 9 関係）

（単位：円／件）

非住宅部分の床面積の合計	金額
<u>300 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>以内</u>	<u>17,000</u>
<u>1,000 m<sup>2</sup>超 2,000 m<sup>2</sup>以内</u>	<u>28,000</u>
2,000 m <sup>2</sup> <b>超</b> 5,000 m <sup>2</sup> 以内 (2,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 以内)	85,000
5,000 m <sup>2</sup> 超 10,000 m <sup>2</sup> 以内	134,000
10,000 m <sup>2</sup> 超 25,000 m <sup>2</sup> 以内	169,000
25,000 m <sup>2</sup> 超 50,000 m <sup>2</sup> 以内	211,000
50,000 m <sup>2</sup> 超	296,000

- (5) 法の一部改正に伴い，居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率又は壁面の位置及び建築物の高さの特例許可申請手数料の規定を次のとおり定める。

（別表 3 建設関係(2)の表 番号 3 6 - 2 及び番号 3 6 - 3 関係）

（単位：円／件）

番号	名称	事務の区分	金額
36-2	居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率又は壁面の位置の特例許可申請手数料	法第 60 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	160,000
36-3	居住環境向上用途誘導地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料	法第 60 条の 2 の 2 第 3 項ただし書の規定に基づく居住環境向上用途誘導地区内における建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	160,000

### 3 施行期日等

- (1) 令和 3 年 4 月 1 日
- (2) 改正後の規定は，令和 3 年 4 月 1 日以後の申請に係る手数料について適用し，同日前の申請に係る手数料については，なお従前の例による。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律について

【制度化の背景及びその概要】

●建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律案

< 予算関連法律案 >

**背景・必要性**

○ 我が国のエネルギー需給構造の逼迫の解消や、地球温暖化対策に係る「パリ協定」の目標\*達成のため、住宅・建築物の省エネ対策の強化が喫緊の課題

\*我が国の業務・家庭部門の目標(2030年度)：温室効果ガス排出量約4割削減(2013年度比)  
\*本法に基づく段階的な措置の強化は、「地球温暖化対策計画(2016.5閣議決定)」「エネルギー基本計画(2018.7閣議決定)」における方針を踏まえたもの

⇒ 住宅・建築物市場を取り巻く環境を踏まえ、規模・用途ごとの特性に応じた実効性の高い総合的な対策を講じることが必要不可欠

産業	運輸	業務	家庭
65.5	16.4	18.1	19.9
50.3	23.2	26.5	23.4
46.1	23.4	30.4	23.4

**法案の概要**

**オフィスビル等に係る措置の強化 ※2**  
建築確認手続きにおいて省エネ基準への適合を要件化

○ 省エネ基準への適合を建築確認の要件とする建築物の対象を拡大  
(延べ面積の下限を2000㎡から300㎡に見直すことを想定)

**複数の建築物の連携による取組の促進 ※1**  
複数の建築物の省エネ性能を総合的に評価し、高い省エネ性能を実現しようとする取組を促進

○ 省エネ性能向上計画の認定(容積率特例)\*の対象に、複数の建築物の連携による取組を追加  
(高効率熱源(コージェネレーション設備等)の整備費等について支援(\*予算関連))

\*新築等の計画が誘導基準に適合する場合に所管行政庁の認定を受けることができる制度  
認定を受けた場合には、省エネ性能向上のための設備について容積率を緩和

**マンション等に係る計画届出制度の監督体制の強化 ※1**  
監督体制の強化により、省エネ基準への適合を徹底

○ 所管行政庁による計画の審査(省エネ基準への適合確認)を合理化(民間審査機関の活用)し、省エネ基準に適合しない新築等の計画に対する監督(指示・命令等)体制を強化

**戸建住宅等に係る省エネ性能に関する説明の義務付け ※2**  
設計者(建築士)から建築主への説明の義務付けにより、省エネ基準への適合を推進

○ 小規模(延べ面積300㎡未満を想定)の住宅・建築物の新築等の際に、設計者(建築士)から建築主への省エネ性能に関する説明を義務付けることにより、省エネ基準への適合を推進

**大手住宅事業者の供給する戸建住宅等へのトップランナー制度の全面展開 ※1**  
大手ハウスメーカー等の供給する戸建住宅等について、トップランナー基準への適合を徹底

○ 建売戸建住宅を供給する大手住宅事業者に加え、注文戸建住宅・賃貸アパートを供給する大手住宅事業者を対象に、トップランナー基準(省エネ基準を上回る基準)に適合する住宅を供給する責務を課し、国による勧告・命令等により実効性を担保

<その他>  
○ 気候・風土の特殊性を踏まえて、地方公共団体が独自に省エネ基準を強化できる仕組みを導入 ※2 等

[省エネ性能向上のための措置例]  
日差しを遮る庇、太陽光発電、ペアガラス二重サッシ、断熱材、高効率給湯

**【目標・効果】**

○ 各セグメントの特性を踏まえた総合的な枠組みの構築・省エネ対策の強化を通じて、住宅・建築物の省エネ性能の向上を図り、持続的な経済成長及び地球温暖化対策に寄与する。

(KPI)  
・新築住宅の平均エネルギー消費量：対2013年度比、2025年度▲25%・2030年度▲35%  
・2013年度から2030年度までに新築された住宅・建築物に係るエネルギー消費量を約647万kL削減  
(「パリ協定」の目標達成)

※1 令和元年11月16日施行済

※2 令和3年4月1日 施行

## 建築物省エネ法における現行制度と改正法との比較(規制措置)

	現行制度		改正法	
	建築物	住宅	建築物	住宅
大規模 (2,000㎡以上)	<b>特定建築物</b> <b>適合義務</b> 【建築確認手続きに連動】	<b>届出義務</b> 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】	<b>特定建築物</b> <b>適合義務</b> 【建築確認手続きに連動】	<b>届出義務</b> 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】
中規模 (300㎡以上、2,000㎡未満)	<b>届出義務</b> 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】	<b>届出義務</b> 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】	<b>適合義務 ※2</b> 【建築確認手続きに連動】	<b>所管行政庁の審査手続を合理化</b> ⇒ 監督(指示・命令等)の実施に重点化 ※1
小規模 (300㎡未満)	<b>努力義務</b> 【省エネ性能向上】	<b>努力義務</b> 【省エネ性能向上】	<b>努力義務</b> 【省エネ基準適合】 + <b>建築士から建築主への説明義務 ※2</b>	<b>努力義務</b> 【省エネ基準適合】 + <b>建築士から建築主への説明義務 ※2</b>

※1 令和元年11月16日施行済

※2 令和3年4月1日 施行